

資料編

1. 用語解説

あ行	
運動強度	運動時の負荷やきつさに相当し、運動強度の表し方には、「メッツ (METs)」、「心拍数」、「自覚的運動強度 (RPE)」、「%心拍予備量 (HRR)」等がある。
エコ事業所	事業所（事務所、工場、店舗、学校、病院など）のうち、電気やガソリンの使用量削減等の環境にやさしい活動に取り組むことを宣言する事業所のこと。
か行	
幹線自転車ネットワーク	自転車ネットワークのうち、都市拠点、地域拠点及び生活拠点を結び、市役所、学校などの主要な公共施設及び駅周辺に分布する企業などを連絡する放射状の主要動線のこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることのない期間のこと。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設として、鉄道駅やバスターミナル、駅前広場など。
さ行	
サイクル&バス・レールライド	最寄りのバス停、または駅まで自転車で行き (=サイクル)、バスや鉄道等の公共交通機関に乗り変えて (=ライド)、目的地まで行くこと。
サイクルツーリズム	自転車に乗ることを主な目的としたツーリングや旅行・レジャーを目的とした行程の中で自転車を利用すること。
サイクリングロード	主にサイクリングのために川沿いなどに独立して設置される自転車用の空間。
持続可能な開発目標 (SDGs)	国際社会全体がめざすべき 17 の開発目標を示したものであり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとして、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにて全会一致で採択されたもの。
自転車専用通行帯	道路交通法第 20 条第 2 項の道路標識等により、車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された通行帯。
自転車損害賠償保険	自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することを約する保険または共済のこと。
自転車通行空間	自転車が通行するための道路又は道路の部分。

自転車等放置禁止区域	刈谷市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、道路等の公共の場所へ自転車の放置を禁止することを指定された区域。富士松駅周辺、刈谷市駅周辺及び刈谷駅周辺が当区域として位置付けられている。
自転車道	道路構造令第2条第1項第2号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分。
自転車ネットワーク	安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に選定された面的なネットワーク。
車道混在	自転車と自動車を混在通行とする空間のこと。
生活拠点	「第4次刈谷市都市計画マスタープラン」にて位置付けられている中学校区を基本に区分された地域において、地元住民の暮らしやコミュニティ活動を支える場として日常生活の中心的な役割を担う拠点。井ヶ谷地区、東境地区、一ツ木駅周辺、逢妻駅周辺、小垣江駅周辺が当拠点として位置付けられている。
た行	
トリップ	人がある目的をもって、ある地点からある地点へ移動した単位。
都市拠点	「第4次刈谷市都市計画マスタープラン」にて位置付けられている市民の日常の暮らしを支えることに加え、多くの人が行き交う、衣浦定住自立圏における都市活動の中心的な役割を担う拠点。刈谷駅及び刈谷市駅周辺が当拠点として位置付けられている。
地域拠点	「第4次刈谷市都市計画マスタープラン」にて位置付けられている北部・中部・南部の各地域において、地域住民の暮らしを支える場として、地域の中心的な役割を担う拠点。富士松駅周辺、野田新町駅・東刈谷駅周辺が当拠点として位置付けられている。
は行	
パーソントリップ調査	person(人)の trip(ある目的のため出発地から到着地まで移動すること)に関する調査のこと。 「どのような人が、いつ、どこからどこへ、どんな目的で、どのような交通手段を使って移動しているか」のデータを把握し、多様な交通手段の利用実態の定量的な把握、将来の交通量の予測、今後の都市交通施設の整備・運用方針の検討などの基礎資料として活用される。
分担率	全体のトリップに対するある交通手段を利用したトリップの割合のこと。

放置自転車	路上や公園、自転車駐車場内など公共の場所に持ち主が傍にいない状態で放置された自転車のこと。
ま行	
メタボリックシンドローム	内臓肥満や高血圧、高血糖、脂質代謝異常が組み合わされることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。
メッツ	運動強度の単位で、安静時を1とした時と比較して何倍のエネルギーを消費するかで活動の強度を示したもの。
ら行	
レンタサイクル	自転車を有料（あるいは無料）で貸し出す事業のうち、長期にわたる賃貸借（リース）ではなく、数時間くらいの短期の賃貸借（レンタル）を指す。

刈谷市自転車活用推進計画

発行 令和5年3月

発行者 刈谷市 / 編集 都市政策部 都市交通課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

TEL : 0566-95-0004

FAX : 0566-23-9331